

役員報酬規程

平成 23 年 4 月 1 日

規程 第 11 号

(総則)

第 1 条 一般財団法人石油開発情報センター(以下「センター」という。)定款第 3 5 条の規定に基づくセンターの常勤の役員(以下「役員」という。)に対する報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬)

第 2 条 役員には、勤務実態に応じて、報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、評議員会の議決を得て定められた別表の月額報酬とする。

(報酬の支給日)

第 3 条 役員の報酬の支給日は、毎月 1 6 日(その日が休日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い休日でない日)とする。

(報酬の支払)

第 4 条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規程に基づき役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき、自己の預金への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(新たに役員となった者の報酬)

第 5 条 新たに役員となった者には、その日から報酬を支給する。

(役員でなくなった者の報酬)

第 6 条 役員が離職し、解任され、又は死亡した場合には、その月分の報酬を支給する。ただし、役員が退職した場合において退職した日の属する月の末日までに再び役員となったときは、再び役員となった前日までにつき支給する。

(日割計算)

第 7 条 第 5 条及び前条ただし書きの規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の総日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。

(通勤手当)

第 8 条 役員には、報酬の他に通勤手当を支給する。

2 前項の手当の支給額については、職員給与規程によるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程の各条項により計算した金額に50銭未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて50銭以上1円未満の端数が生じたときは、その端数を1円として計算する。

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(別表)

役員報酬規程第2条第2項に定める役員の報酬額

	月額報酬額
会 長	925,100円
理 事 長	1,370,200円